

## 東京大学教職員給与規則等の特例を定める規則

平成30年 2月22日東大規則第53号

改正 平成30年12月20日東大規則第35号

改正 令和 2年 1月30日東大規則第72号

### (目的)

第1条 この規則は、東京大学教職員給与規則（平成16年4月1日東大規則第12号）、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大規則第20号）及び東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年4月1日東大規則第34号）の特例を定めることを目的とする。

（特例一時金及び支給日）

第2条 令和2年2月1日に在職する別に定める教職員（東京大学教職員出向規程（平成16年4月1日東大規則第22号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）、再雇用教職員、特定有期雇用教職員及び短時間勤務有期雇用教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

2 前項に規定する特例一時金の支給日は、令和2年3月17日とする。

### 附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和 2年2月1日から施行する。